

忠岡町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

現下の厳しい大阪の雇用失業情勢を鑑み、今後も大阪府や大阪労働局等との緊密な連携を図り、地域の実情に応じた雇用創出に努力してまいりたい。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

今後も引き続き大阪府・大阪労働局等の関係機関との緊密な連携を図り、雇用の確保・創出に努力してまいりたい。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

地域就労支援事業については、「相談に来られた人を1人でも就労につなげていく」という基本認識に立ち、就労支援センターで相談事業を行っております。今後も啓発活動による相談者の掘り起こしや庁内体制の強化連携を図ってまいりたい。また、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会などの関係機関との連携や広域的共催事業などに取り組み、就職困難者の就労相談の充実・強化に努めてまいりたい。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法・労働契約法など労働関係の法律改正について情報の収集を行い、町の広報紙・ホームページ等で周知してまいりたい。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

「行政の福祉化」とは、行政のあらゆる分野において福祉の視点から総点検を行い、各分野連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して障害者や就職困難者等の雇用・就職の機会を創出し、自立を支援する取り組みと認識しております。

本町のように小規模で発注件数も少ない自治体での「総合評価入札制度」導入には難しい面がありますが、就職困難者への支援策として有効であると認識しております。今後、府内市町村や近隣市での取り組みも研究し、同制度への移行・導入方法等を調査・研究してまいりたい。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

国や大阪府などの関係機関からの情報収集を行い、町の広報紙やホームページ等を活用し周知を図ってまいりたい。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

これから成長が見込まれる分野等については、大阪府と密接な連携を図りながら、地元商工会との連携も含め本町に見合った独自の取り組みを図ってまいりたい。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本町の町域は4.03km²と狭隘で、広い土地空間がなく企業・工場誘致そのものが困難な状態であ

り、誘致施策は進んでいないのが現状であります。地域の経済的・社会的条件及び立地条件・自然条件など実情を十分踏まえたうえで、「総合計画」に沿って新産業の創出と技術支援の充実に努めてまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本町においては、中小企業を対象に経営の安定と振興を図ることを目的とする中小企業振興資金利子補給制度を設けておりますが、今後も企業経営の体質強化や近代化を促進するため、商工会など関係機関と連携し、各種融資制度などに関する情報提供を充実するとともに、経営指導・相談活動の強化などに努めてまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

本町は、従前より地場産業育成・強化のため地元企業を優先して発注を行っておりますが、今後も庁内各課に周知・徹底を図ってまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

労働者の労働条件の格差・拡大の要因は、不公正な企業間取引の慣行などに問題があると認識しており、今後、国や大阪府等の関係機関とも連携し、中小企業の公正取引の確立が図れるよう努力してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革を推進するなかで、住民が夢や希望をもち続けることができるビジョンを提示し、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革にあたっては、行政効率の視点のみでなく、住民の安心・安全や環境・労働・産業・人権の視点に配慮した取り組みを推進します。また住民への説明責任を果たすために、情報提供と情報公開制度の適切な運用に努め、住民・事業者・行政の協働による行財政運営を進めてまいります。

- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

行財政改革における事務事業の見直しのなかにおいて、国や府レベルよりも本町で行う方がより効果が高いと考えられる事務については積極的に権限委譲を受ける方向で検討してまいります。

- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

税財源の確保は本町にとって重要な問題であり、府と連携して、国に対して積極的な提言を行ってまいります。

4. 福祉・医療施策

- (1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。
また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

平成18年11月から泉州5市1町（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）で泉州北部小児初期救急広域センターを設置し、土曜・日曜・祝日の初期救急と二次救急との分離

を図るとともに、患者がスムーズに受診できる体制を確保いたしました。

今後も町内医療機関や近隣医療機関とも十分な連携を保ちながら、今まで同様、地域住民の健康・福祉の向上に努め、地域医療体制の充実を図ってまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険関係事業者等連絡会と連携し、介護支援専門員や介護職員に対する研修の充実を図ってまいります。また、引き続き事業者への指導や助言を実施してまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

自立支援給付の利用については、障害のある人を長期的に安定して支える必要性から、サービス利用費の1割の自己負担が制度化され、この1割負担に対する負担感が大きくなっております。

国においては、低所得者の負担を軽減するため①月額上限設定②高額障害福祉サービス費③入所施設の補給給付など利用者負担のさらなる軽減策が打ち出され、平成21年度以降も特別対策等による利用者負担の軽減措置を継続することとなっておりますが、障害者自立支援制度の改善に向け、引き続き大阪府と連携しながら国に対し要望等を行ってまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスは深刻な社会問題と認識しており、現在相談業務等を実施しておりますが、対策については専門知識が必要ですので、医師会及び保健所等と連携を図り、住民の健康保持に努めてまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消
- ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）
- ③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
- ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

（一括回答）

(1)①～④について、厳しい財政状況のなか、待機児童の解消及び延長保育等の拡充に努め、子育て支援等については近隣の市町の今後の動向を見ながら進めてまいりたい。また、今後も人材育成のための研修等に積極的に取り組んでまいりたい。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

（回答）

子どもの安全確保は重要課題と認識しております。小学校の受付業務員の配置については、今後も継続してまいりたい。また、現在小学校区において実施している留守家庭児童学級においても時間延長を行うとともに、放課後子ども教室（おおさか元気広場）を放課後や週末に実施してまいりたい。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

（回答）

きめ細かな指導が可能となるよう、大阪府教育委員会に対し、現行の府基準による小学校1・2年生での35人学級編制の維持を働きかけてまいりたい。また、ものづくりの大切さを児童・生徒の発達段階に応じて積極的に指導してまいりたい。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

（回答）

虐待は、子どもたちの心に容易に癒えることのない大きな傷を残すものです。虐待は、起こつ

てからの対応ではなく起こらないようにすることが、子どもたちにとって大変重要です。増え続ける子どもへの虐待を未然に防止するため、地域のなかで親子を見守り支援することが、社会全体の責務と考えております。

本町においても、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、虐待防止に積極的に取り組んでまいりたい。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

配偶者からの暴力は、外部からその発見が難しく潜在化しやすいため、被害が深刻化しやすい特徴があります。被害者が安心して相談できるよう、本町では、働く婦人の家（教育委員会）におきまして専門相談員による「女性の悩み相談」や人権擁護委員による「人権相談」を月1回行うとともに、忠岡町人権平和室においても「人権なんでも相談」を実施し、町広報紙を通しての周知も行っております。

また、平成20年1月11日施行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置の重要性につきましては十分認識しており、今後関係機関との連携を密にし、調査・研究に努めてまいりたい。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本町における「男女共同参画計画書」の策定にあたっては、町の将来像を明確にする「第5次忠岡町総合計画」との整合を図るべくあわせて策定し、平成21年度より住民意識調査を、平成22年度に本計画書の策定を予定しており、様々な分野で女性の能力が十分発揮され、男女平等が達成されるための女性政策の指針となる本計画書の策定に努めてまいりたい。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温

室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本町の「地球温暖化対策実行計画」については平成20年度に見直しを行い、平成24年度を目標年度と定め、温室効果ガス総排出量を基準年度（平成18年度）より2%以上削減するという目標の達成のため、これらの主な要因となっている一般廃棄物の減量や電気及び燃料使用量の削減に積極的に取り組むこととしております。

また大阪府・各市町村・各団体との連携については計画を達成するうえで必要不可欠と理解しておりますので、今後も緊密に連携し協働して取り組むとともに、住民・企業に対し啓発等を推進してまいります。

①の本町の道路交通網の整備につきましてはほぼ概成しているところであり、渋滞解消策としては踏切での立体交差化等が考えられますが、今後駅前再開発等の計画策定のなかで検討してまいります。

また、渋滞解消策にはノーマイカーデーの促進及びパークアンドライドやレンタサイクルの取り組み等がありますが、本町ではノーマイカーデーを効果的に推進するため、町広報誌への掲載、啓発チラシの全戸配布、街頭キャンペーンの実施、各種交通安全講習会等での周知等により啓発に努めており、交通渋滞等の解消に向けて継続的に実施してまいります。

次に、パークアンドライドやレンタサイクルの取り組みにつきましては、本町域内の駅は1ヶ所であり、公共駐車場の用地確保等が難しいことから、今後駅前再開発等の計画策定のなかで検討してまいります。

②の温室効果ガス削減の観点からの現インフラの有効活用につながる公共交通利用につきましては、工場や事業所・家庭でできる地球温暖化対策として身近な実践行動であることを呼びかけるため、町の広報紙・ホームページ等を通じ啓発してまいります。

③の民生部門（家庭・オフィス）などの対策強化につきましては、町の広報紙・ホームページ等を通じ啓発を行うとともに、住民懇談会等機会あるごとに地球温暖化に関するパンフレットの配布及び呼びかけ等、積極的に周知してまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本町は平成18年度に「分別収集運搬等計画書」を策定し、ごみの発生量の抑制・減量化の推進や資源の回収促進等の施策の見直しを行い、平成19年10月から一般家庭ごみ収集有料化を実施しております。また、生ごみのコンポスト化の拡充や生ごみ処理機器補助制度の導入を行い、再資

源化・減容化等の施策にも鋭意取り組んでおります。

また資源ごみについては、地域での取り組みの一環である集団回収事業に対し行政としての働きかけを積極的に行い、白色トレイやその他プラスチックの収集品目の追加についても、平成22年度までに実施するため住民説明会等の準備を進めており、同時にリサイクル率の向上についても住民の理解と協力を求めるとともに、啓発活動の強化を図りつつ他の関係機関や大阪府と連携しながら推進してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に備えるための河川改修・海岸整備推進等の防災力向上につきましては、大変重要なことであり、今後も国・大阪府などに強く要望してまいります。

また、公立学校の耐震化率を改善することは、急務の課題であると認識しております。校舎の耐震化につきましては、耐震診断を基に優先順位を付け、できるだけ早い時期に着手してまいります。

本町においては、平成9年4月から耐震診断補助制度を設けており、耐震改修補助制度については平成21年度より施行を予定しており、住宅の耐震化を推し進めるとともに、住民の耐震に対する意識高揚を図ってまいります。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

住民が安心して暮らせるまちづくりについては、泉大津警察署・忠岡町防犯委員会ならびに忠岡町安全なまちづくり推進協議会等関係機関との連携をさらに密にし、防犯体制の強化を図るとともに、住民の防犯意識を向上させることにより犯罪のない明るいまちづくりに努めてまいります。

また、各小学校区において、子どもの安全確保のため地域のボランティアが「子どもの安全見守り隊」を結成し、登下校時の監視や遊び場の見回り等を実施しております。青色回転灯を装備した公用車（パトロール車）を活用し、子どもの下校時間に合わせ巡回警備を強化するなど、児童・生徒の安全確保に努めております。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率

の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本町の農地の現状は、町全域が市街化区域であり、農業従事者の減少・高齢化、農地転用等による農地の分散化等、都市農業のもつ諸問題と直面しております。こうしたなか、現在大阪府では、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を平成20年4月1日に施行したところです。

本町におきましては、そのなかの、地産地消に取り組む小規模な農業者や環境に配慮した栽培管理手法により大阪エコ農産物等を生産し出荷・販売する農業者等を認定し、育成・支援することにより府民に新鮮・安全で安心な農産物を安定的に供給することをめざす「大阪版認定農業者制度」を推進しております。

また、平成20年12月に国は現在40%の食料自給率を約10年後に50%に引き上げる政府目標を掲げたところですが、本町も今後国・府の農地政策上の対策や、近隣地域の農地振興対策など総合的な支援対策とあわせて、目標値の設定等を検討してまいりたい。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害を救済するための独立性・実効性のある人権侵害救済法の早期実現に向け、平成17年3月に「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」を決議し、国に働きかけたところであり、今後も引き続き大阪府等と連携を図り、国への要望行動を行ってまいりたい。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本町は世界に対し核兵器の廃絶と恒久平和の真の実現に寄与するため、非核都市宣言をした全国の自治体で組織する「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しております。また、住民一人ひとりの平和への意識の高揚を図るため、街頭啓発や平和パネル展をはじめ、平和への願いが次世代を担う子どもたちに継承されるよう、ピースおおさかへのバスツアーを実施しております。

今後も、地域に根ざした各種の平和啓発活動を積極的に推進し、恒久平和の実現に向けて一層努力してまいりたい。